

佐賀県ベンチャー交流ネットワーク交流会規約

(目的)

第1条 本会は、「創業」・「ベンチャー」・「経営革新」を志す経営者等が集まり、相互の情報交換を行うほか、産学官の各種専門家等との相談・交流や、ネットワークの構築によるビジネスパートナー及び投資家探索並びに販路拡大により、会員相互の発展を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク交流会（以下「交流会」という。）と称する。

(主たる業務)

第3条 交流会は第1条の目的を達成するため交流会の開催等を行う。

(交流会の事務)

第4条 交流会の事務は、財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「センター」という。）において処理する。

2 事務手続きについては、別途定める。

(会員の資格)

第5条 交流会の会員は、「佐賀県ベンチャー交流ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」の正会員と準会員で構成する。

(役員)

第6条 交流会の役員として会長1名、副会長1名、監事1名及び役員を必要数置く。ただし、会長を除く職について適当な者がいないときは、空席とすることができる。

2 会長、副会長及び役員は、ネットワークの会長、副会長及び役員が務める。

3 監事・役員は、会長・副会長の指名によって会員の過半数以上の承認により選出する。

なお、多選についてはこれを妨げない。

4 会長・監事・役員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

- 5 会長は、交流会を代表し、交流会等の総括を行う。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事由により職務を行うことができないときはその職務を代理し、会長欠員のときはその職務を行う。
- 7 役員は、会長の職務を補佐する。
- 8 監事は、毎事業年度の業務執行の状況を監査し、その結果について交流会で報告して意見を述べなければならない。

(会計)

第7条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

- 2 交流会の運営に要する経費は、会費その他の収入を以ってこれにあてる。
- ① 会費は年会費とし、毎年度、センターが指定する交流会会長名義の振込口座に 期限内までに会員が振込を行う。
- ② 年会費は正会員、準会員ともに登録1企業あたり2万円を徴収する。
- ③ 正会員、準会員ともに、1企業あたり2名までの登録を認める。
- ④ 会費はいかなる理由においても返還しない。
- ⑤ 会費は交流会の会場使用料、飲食費、その他交流会の運営に必要な経費に使用することができる。

(付則)

- 1 この規約は平成18年度から適用する。

(付則)

- 1 この規約は平成21年度から適用する。

(付則)

- 1 この規約は平成22年度から適用する。

(附則)

- 1 この規約は平成27年度から適用する。